改　　正　　後

個④016　現金主義による所得計算の特例を受けることの届出書（裏面）

売掛金・買掛金等の資産負債の額（　　年　　月　　日現在）			
資　　産		負　　債	
売　掛　金 （未収入金を含む。）	円	買　掛　金	円
受　取　手　形		支　払　手　形	
棚　卸　資　産		前　受　金	
前　払　費　用		未　払　費　用	
		引当金 準備金	
計		計	

書　き　か　た

1　この届出書は、この特例の適用を受けようとする年の３月 15 日まで（その年の１月 16 日以後に開業した人は開業の日から２か月以内）に提出してください。

2　この届出書を提出することのできる人は、表面の１の(3)の金額が 300 万円以下の人に限られています。

　なお、いままでにこの特例の適用を受けたことのある人が、再びこの特例の適用を受けようとするときは、この届出書ではなく、別の「再び現金主義による所得計算の特例の適用を受けることの承認申請書」を再びこの特例の適用を受けようとする年の１月 31 日までに提出してください。

3　上の表の売掛金、買掛金等の金額（売上や仕入、経費に関係のあるもの）は、現金主義の所得計算から通常の所得計算に切り替えるときに、調整するために必要なものですから、よく調べて正確に書いてください。

改　　正　　前

個④016　現金主義による所得計算の特例を受けることの届出書（裏面）

売掛金・買掛金等の資産負債の額（　　年　　月　　日現在）			
資　　産		負　　債	
売　掛　金 （未収入金を含む。）	円	買　掛　金	円
受　取　手　形		支　払　手　形	
たな卸資産		前　受　金	
前　払　費　用		未　払　費　用	
		引当金 準備金	
計		計	

書　き　か　た

1　この届出書は、この特例の適用を受けようとする年の３月 15 日まで（その年の１月 16 日以後に開業した人は開業の日から２か月以内）に提出してください。

2　この届出書を提出することのできる人は、表面の１の(3)の金額が 300 万円以下の人に限られています。

　なお、いままでにこの特例の適用を受けたことのある人が、再びこの特例の適用を受けようとするときは、この届出書ではなく、別の「再び現金主義による所得計算の特例の適用を受けることの承認申請書」を再びこの特例の適用を受けようとする年の１月 31 日までに提出してください。

3　上の表の売掛金、買掛金等の金額（売上や仕入、経費に関係のあるもの）は、現金主義の所得計算から通常の所得計算に切り替えるときに、調整するために必要なものですから、よく調べて正確に書いてください。